

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できでしたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。しかし、例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このケースなどで、実際に患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

[]

2 コロナに関する補助金について(① 減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか をお伺いしたい。)

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

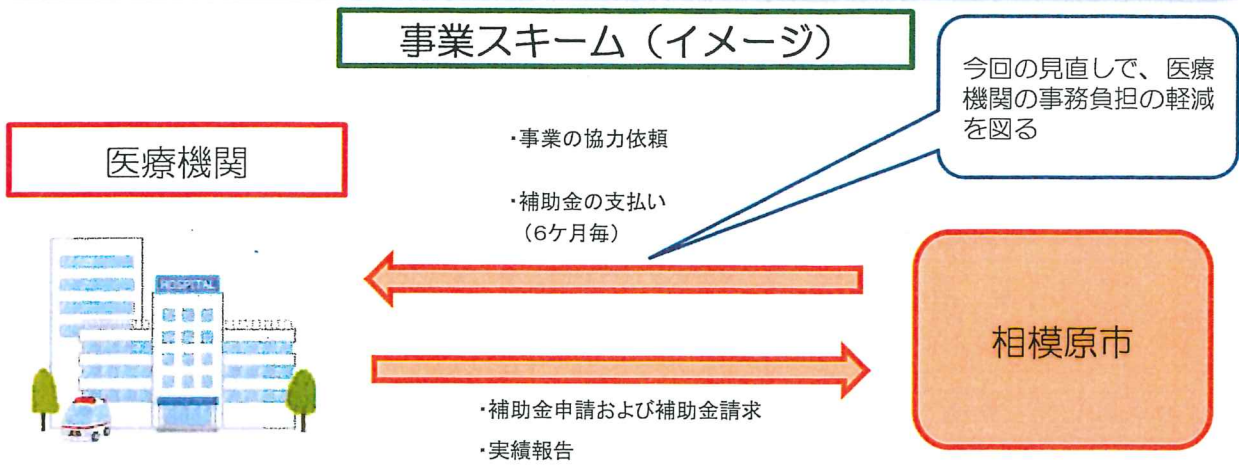
[]

地区病院協会名 _____

記入者名 _____

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症患者等 入院協力事業補助金の一部見直し後の事業スキーム



★補助金額及び支給方法★

疑似症患者 1人入院当たり：40,000円
 中等症軽症 1人入院当たり：140,000円
 重症患者 1人入院当たり：200,000円

なお、補助金支給は6ヶ月毎に行う。
 ・4月・5月・6月・7月・8月・9月分は10月末までに請求

新型コロナウイルス感染症患者等 入院協力事業補助金の一部見直し

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は依然として高水準で推移し、医療提供体制がひっ迫している。そのため、新型コロナウイルス感染症患者の病態に応じたスムーズな入院医療の提供に資するため、補助金制度を見直す。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、疑似症患者の入院に対する診療報酬が陽性患者と同様になったことなどを受け、疑似症患者及び陽性患者への補助制度の見直しを行う。

改正前

改正後

区分	補助金額	適用期間
陽性が疑われる患者の入院期間	1医療機関 1日当たり 85,000円	疑い患者が入院した日から感染症への疑いが判明する前日まで
陽性患者の入院期間	ア 1医療機関 1日当たり 170,000円	陽性患者が入院した日から退院する日まで
	[重症者加算] イ 1医療機関 1日当たり 30,000円を 加算	陽性患者に酸素投与を実施している期間
	[複数患者看護加算] ウ 1医療機関 1日当たり 29,000円を 加算	陽性患者及び陽性が疑われる患者が3人以上入院している期間



★見直し内容★

①疑似症患者への補助金を一律支給（1人入院当たり）
 1日当たり85,000円
 ⇒ 1人入院当たり40,000円

②陽性患者3分類（加算）の補助金を一律支給（重症患者と中等症・軽症：1人入院当たりへ変更）

◆陽性者（軽・中等症）
 1日当たり170,000円+複数患者看護加算29,000円=199,000円
 ⇒ 1人入院あたり140,000円

◆重症者
 1日当たり170,000円+重症者加算30,000円+複数患者看護加算29,000円=229,000円
 ⇒ 1人入院あたり200,000円

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

入院費用については、療養解除は医師の判断が尊重されるので問題は起きていないと思われます。自宅療養について、例示のようなトラブルの状況については把握できておりません。公費負担制度について、療養開始や解除の際に、丁寧に患者に説明し理解していただくことが重要と考えます。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか)をお伺いしたい。

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

横浜市では「重症・中等症患者等入院受入奨励事業」として受入実績に応じた支援をしています。この予算が以下のように変更されています。各病院の受入実績により影響額は異なります。

【令和3年度上半期まで】	【令和3年度下半期から】
陽性患者 30,000 円/人・日	200,000 円/人
疑似症患者 28,500 円/人・日	1,000,000 円/病院・四半期

なお、追加補正予算により、以下が新規に実施されます。

抗体カクテル療法実施支援	100,000 円/件
ステロイド治療実施支援	10,000 円/件

地区病院協会名 横浜市病院協会

記入者名 堀川尚実

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

療養期間を過ぎた場合は、診療結果により保健所判断とはなりますが、様々な症例が発生することはあり得ると思いますので、致し方ないかとは思いますが、
また入院療養については、入院時に当初の療養期間が定められておりますが、例えば期間内に軽快して一般病棟へ転棟した場合は、市長村によりその時点で終了する場合や期間内までは公費扱いするなど違う場合があります。
特に費用(公費)は保健所判断であり、それに従い問題等はありません。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか)をお伺いしたい。

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

川崎市でも今年度からは陽性者入院については日当⇒1入院に変更となりました。中等症・重症者も同一金額となり、重症患者を診療している病院はかなりのマイナスと思います。しかしながら金額確定は7月末でしたが、今になって確定というのは遅いと考えます。
また県の補助金ですが、新たにコロナ病棟を届出したにも係らず必須な輸液ポンプなどは、昨年度は認められましたが、今年度は申請書に予め記載されている物しか認められないため持ち出しが増えています。

地区病院協会名 川崎市病院協会

記入者名 事務局 高井 敏雄

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

下り搬送後の外来診療はないので、特にトラブルはありません

2 コロナに関する補助金について(① 減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか をお伺いしたい。)

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

減額はありませんでした。

地区病院協会名 三浦半島病院会 (横須賀共済病院としての回答になります)

記入者名 畑 宏明

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているので保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

療養期間終了後の患者は、
下り搬送で入院が長期化している患者もいるが、特にクレームは少ない
(下り搬送時に長期化する事で、新明済のため)

2 コロナに関する補助金について(① 減額があったか ② 減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか)をお伺いしたい。

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

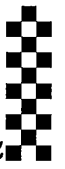
入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

減額なし。

地区病院協会名 鎌倉市医師会病院会

記入者名 塚本 泉平

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。



10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

当院では、藤沢市保健所へ確認して14日までは公費負担としています。
退院後に具合が悪く受診日が14日以上経過している場合は、患者さんへ健康保険扱いとなり自己負担が発生する旨をご説明しています。
患者さんからのクレーム等トラブルになったことは、ありません。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったかをお伺いしたい。)

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

① 藤沢市からの補助金はありません。

地区病院協会名 湘南病院協会(一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院)

記入者名 事務部長 渡辺 紳一郎

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 でお願いたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

療養期間が終了してからの入院であったため、保険負担とする予定であったが、患者が医療従事者であったため、労災で処理した。よってトラブルには発展せず。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったかをお伺いしたい。)

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

相模原の方が県域より補助金の面で優遇されている事が露呈し、不公平という意見あり。

地区病院協会名 湘南西部病院協会

記入者名 田村 一浩

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

療養期間が経過したため公費負担対象とはならず、通常の保険請求にて対応しているケースが数件あります。トラブルは生じておりませんが、入院費の回収には至っておらず、分割等にて対応している状況です。

感染症隔離解除されて一般病棟に移動された患者様には、負担金が発生する旨の説明を都度行い、ご納得いただいている。

現在は特にトラブルになるケースは発生していない。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか)をお伺いしたい。

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

感染対策費用として請求した消毒液等について、協力病院としての許可病床に対する物だけと減額をされた。

説明は、申請から2か月程度後で、全体の金額を見た上で調整されたような印象を持った。

地区病院協会名 厚木病院協会

記入者名 事務局 久木田

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。

10月6日の当協会理事会において、相模原市病院協会の土屋会長より、下記(2点)の趣旨でご発言がありましたので、地域の状況がお分かりでしたら、ご回答くださるようお願いいたします。回答は別紙でも構いません。また、参考資料があればご提供ください。

10月13日の事務長部会でも議題として取り上げたいため、できましたら、12日(火)までにご回答いただければ幸いです。

1 療養期間終了後の外来、入院費用の負担について(各地域の状況をお伺いしたい)

相模原市の状況

入院費用負担(公費・保険)の区切りを原則10日としている。例えば自宅療養で10日が経過したあと、12日目の夜に咳が酷くなり、夜間救急外来を受診したり、入院した場合は、療養期間が終了しているため保険負担になる。このようなケースで、患者さんとのトラブルが起きており、苦慮している。

当院では自宅療養中の方が受診する場合、感染管理課にて受診調整を行っています。療養期間内か、すでに終了している等について聞き取りを行い、その情報をもとに費用負担を判断しています。貴院のように区切りの期間を設定しておらず、患者とのトラブルが発生したことはありません。

2 コロナに関する補助金について(①減額があったか ②減額があった場合は、説明のタイミングと遡及があったか)をお伺いしたい。

相模原市の状況 (別紙「新型コロナウイルス感染症入院協力事業費補助金の一部見直し」参照)

入院に関する補助金について、4月から現在までの分が未確定であったが、今になって、4月に遡及して減額する試算が出された。感染防御という統一の目的でワクチン・PCR検査・病床確保に補助があるにも関わらず、なぜ病院(病床確保)が対象となるのか。第5波の状況での減額対応に抗議を考えている。

海老名市、座間市、大和市
補助金等なし

地区病院協会名 大和高座病院協会

記入者名 事務局 鈴木 通

メール machida@k-ha.or.jp 又は、FAX 045-231-1794 をお願いいたします。